分収造林事業の経営の選択肢

考え方

現　　状

◆社会経済情勢の変化による採算性の悪化
◆期待できない土地所有者による再造林
◆森林の有する公益的機能の重要性の高まり

今後の目指すべき姿

◆公益的機能を持続的に発揮できる森づくり
◆広葉樹を導入し、針広混交林で土地所有者に返還
◆経営改善により公的支援を最小限に抑制

経営の選択肢

分収造林事業の意義

- 無
  - 〈事業存廃〉 事業廃止
- 有
  - 事業継続
    - 〈運営主体〉 県
    - 〈運営主体〉 センター

〈手続、主な処理〉	〈評価〉主なメリット（○）、デメリット（●）	〈他都道府県の類似例〉
A 破綻手続（破産または再生手続） ・分収造林事業を清算 ・債務減免	○ 今後の県の財政負担なし ● 森林荒廃による公益的機能の著しい低下の恐れ ● 投下経費のほとんどが回収不能 ● 県の損失補償の履行が必要	な　し
B 県営化（再生手続等） ・分収林を県が時価で引受け（契約移転） ・債務減免	○ 森林の公益的機能が維持増進される ● 行財政改革に逆行 ● 契約移転に膨大な事務、多額の費用が発生 ● 土地所有者の同意により契約移転をすると、分収見直しなどの経営改善が困難 ● 県の損失補償の履行が必要	岩手県（H19）、大分県（H19） （・分収林を簿価で引受け） 神奈川県（H22）青森県（未定） （・分収林を時価で引受け ・債権放棄、三セク債発行）
C－１特定調停後に経営改善 ・債務減免 ・分収方式見直し	○ 森林の公益的機能が維持増進される ● 経営改善策が不十分な場合、県民理解が得られない ● 木材価格の動向により将来追加の債務減免の恐れ ● 県の損失補償の履行が必要で三セク債に係る利息負担増	滋賀県（H19～H22） （・特定調停を申し立てたが、公庫分は断念、県が債務引受 ・県と下流団体が債権放棄）
C－２経営改善の中で公的支援を実施 ・経営改善の中で公的支援 ・分収方式見直し	○ 森林の公益的機能が維持増進される ● 経営改善策が不十分な場合、県民理解が得られない	岡山県（H17） （・経営目的を環境林整備に転換し、毎年１０億円を４０年間助成 ・事業圧縮、分収方式見直しは実施せず）